

富山薬窓会会則改定のお知らせ

平成 27 年度富山薬窓会総会におきまして、会則の一部が改定されました（平成 28 年 3 月 23 日より施行）。改定内容は次の通りです。

（改定前：平成 10 年 3 月 10 日施行）

第 2 章 会 員

第 5 条 本会は次の会員をもって、組織する。

1. 正会員

- イ) 富山薬学専門学校、富山大学薬学部、同専攻科、同大学院、富山医科薬科大学薬学部、同大学院の卒業生および修了生。
 - ロ) 富山大学薬学部、同大学院の在校生。
 - ハ) 富山大学薬学部、和漢医薬学総合研究所の現教職員ならびに附属病院薬剤部の現教員。
- ニ) 母学ならびに前身校の旧教職員。

第 5 章 会 計

第 15 条 本会の経費は、会費（入会費、年会費、終身会費）、寄付金、その他の収入をもってあてる。

- 第 16 条
- 1. 第 5 条のイ)、ロ) に相当する者は、入会費 30,000 円を入学時に納入するものとする。
 - 2. 第 5 条のイ) に相当する者は、卒業後 5 年経過後、年会費 1,000 円あるいは終身会費 10,000 円を納入するものとする。
 - 3. 第 5 条のハ)、ニ) に相当する者は、年会費 1,000 円あるいは終身会費 10,000 円を納入するものとする。但し、旧永久会費を納入している会員は免除する。

（改定後：平成 28 年 3 月 23 日施行）

第 2 章 会 員

第 5 条 本会は次の会員をもって、組織する。

1. 正会員

- イ) 富山薬学専門学校、(旧) 富山大学薬学部、同専攻科、同大学院、富山医科薬科大学薬学部、同大学院、富山大学薬学部、同大学院の卒業生および修了生。
 - ロ) 富山大学薬学部、同大学院の在校生。
 - ハ) 富山大学薬学部、同大学院、和漢医薬学総合研究所の現教職員ならびに附属病院薬剤部の現教員。
- ニ) 母学ならびに前身校の旧教職員。

第 5 章 会 計

第 15 条 本会の経費は、会費（入会費、終身会費）、寄付金、その他の収入をもってあてる。

- 第 16 条
- 1. 第 5 条のイ) に相当する会員のうち、平成 28 年 4 月以前に入学の会員は、終身会費 10,000 円を納入するものとする。但し、旧年会費を 10 年以上納入していた会員、ならびに平成 29 年 4 月以降に入学の会員はこの限りではない。
 - 2. 第 5 条のロ) に相当する会員のうち、平成 29 年 4 月以降に入学の会員は、入会および終身会費として 45,000 円を入学時に納入するものとする。
 - 3. 第 5 条のハ)、ニ) に相当する者は、終身会費 10,000 円を納入するものとする。但し、旧永久会費を納入した会員は免除する。

本会則改定に伴い、平成 29 年度以降の新入会員におかれましては、入会金と終身会費を合わせて 45,000 円のご納入をお願い申し上げます。また、現会員の皆様におかれましては、本改定に伴い従来の年会費（1,000 円 / 年）が廃止され、終身会費（10,000 円）に一本化されます。すでに終身会費をご納入いただいている会員の皆様におかれましては、新たに発生する会費はございません。

富山薬窓会 会則

第1章 総則

- 第1条 本会は富山薬窓会と称する。
- 第2条 本会は会員の親睦をはかり、併せて母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は前条の目的を達するため、次の事業をおこなう。
1. 母校ならびに会員相互の連絡。
 2. 会報の発行。
 3. 会員名簿の発行。
 4. その他総会において、必要と認めたこと。
- 第4条 本会の本部を富山市杉谷 2630 富山大学薬学部内におき、必要に応じ、各地に支部を設ける。

第2章 会員

- 第5条 本会は次の会員をもって、組織する。
1. 正会員
 - イ) 富山薬学専門学校、(旧) 富山大学薬学部、同専攻科、同大学院、富山医科薬科大学薬学部、同大学院、富山大学薬学部、同大学院の卒業生および修了生。
 - ロ) 富山大学薬学部、同大学院の在校生。
 - ハ) 富山大学薬学部、同大学院、和漢医薬学総合研究所の現教職員ならびに附属病院薬剤部の現教員。
 - ニ) 母学ならびに前身校の旧教職員。
2. 特別会員
理事会の議を経て会長の推薦した者。

第3章 役員

- 第6条 本会に次の役員を置く。
1. 名誉会長 1名
 2. 会長 1名
 3. 副会長 若干名
 4. 常任理事 若干名 (各支部長を含む)
 5. 理事 若干名
 6. 監事 2名
- 第7条 本会に顧問をおくことができる。
- 第8条
1. 名誉会長は薬学部長を推薦する。
 2. 会長、副会長、理事、監事は、会員中より総会において選出する。
 3. 常任理事は理事の互選により選出する。
 4. 顧問は総会の議を経て会長がこれを委嘱する。
- 第9条 役員は任期は2ヶ年とする。ただし再任を妨げない。
- 第10条
1. 会長は本会を代表し会務を総理する。
 2. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
 3. 理事は会務を審議する。
 4. 常任理事は、庶務、会計、編集事務を分掌し、会務を処理する。
 5. 監事は、会計事務を監査する。
 6. 顧問は会長の諮問に応ずる。

第4章 会議

- 第11条 会議は定期総会、臨時総会および理事会とする。
- 第12条 会議は会長が招集する。
- 第13条 定期総会は毎年3月富山市において開き、会務および収支決算を討議する。
- 第14条 総会の議長は会員中より総会において選出する。

第5章 会計

- 第15条 本会の経費は、会費 (入会費、年会費、終身会費)、寄付金、その他の収入をもってあてる。
- 第16条
1. 第5条のイ)に相当する会員のうち、平成28年4月以前に入学の会員は、終身会費10,000円を納入するものとする。但し、旧年会費を10年以上納入していた会員、ならびに平成29年4月以降に入学の会員はこの限りではない。
 2. 第5条のロ)に相当する会員のうち、平成29年4月以降に入学の会員は、入会および終身会費として45,000円を入学時に納入するものとする。
 3. 第5条のハ)、ニ)に相当する者は、終身会費10,000円を納入するものとする。但し、旧永久会費を納入している会員は免除する。
- 第17条 本会の会計年度は、毎年3月1日に始まり翌年2月末日に終わる。

第6章 支部

- 第18条 本会は各地に支部をおき、その地域内の会員をもって組織する。
- 第19条 支部を設置した場合は、支部規約、および支部会員名簿を会長に報告しなければならない。
- 第20条 支部の規約を変更し、または支部を分設、併合、もしくは廃止したときは会長に届出するものとする。
- 第21条 支部は本部との連絡を図り随時その状況を報告しなければならない。
- 第22条 支部の経費は、当該支部会員の負担とする。

付 則

この会則は、平成28年3月23日より適用する。

富山薬窓会プライバシーポリシー

施行：平成24年 3月 23日

1. 個人情報の取扱い

富山薬窓会（以下「薬窓会」という。）は、薬窓会が保有・管理している同窓会員の個人情報ならびに富山大学が保有・管理している在学生（入学見込みの者を含む）に関する個人情報のうち薬窓会が提供を受けたものについて、個人情報保護に関する関係法令に則り、適正に取扱います。

2. 個人情報の項目

薬窓会が保有する個人情報は、氏名、卒業（在籍）学部・学科等、卒業年、連絡先住所、電話番号、メールアドレス、保護者氏名、保護者住所等です。

3. 個人情報の利用目的

薬窓会は、会則第2条に規定する薬窓会の目的を達成するために、薬窓会が保有する個人情報を次のとおり利用します。

- (1) 富山大学薬学部及び薬窓会会員の相互の連絡
- (2) 薬窓会の各種事業のための利用
- (3) 薬窓会への加入案内
- (4) 富山大学又は富山大学同窓会連合会が主催、共催又は後援する事業の案内
- (5) 富山大学薬学関連学部の教育・研究の発展に寄与すると判断される各種事業への協力依頼
- (6) 富山大学薬学系在学生の就職支援等に関する協力依頼
- (7) その他薬窓会総会において必要と認めた事項

4. 個人情報の第三者提供

薬窓会が保有する個人情報は、法令に基づく場合を除き、本人の同意を得ることなく第三者には上記3の各種案内等業務以外で提供しません。

5. 個人情報の安全管理

薬窓会は、保有する個人情報を適切に管理するため、管理者を置き、不正アクセスや個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏洩に対する必要な予防措置及び安全対策を講じるとともに、適宜その実施方法について見直しを行います。

6. 業務委託

薬窓会が上記3の各種案内等業務を外部に委託する場合は、個人情報の保護に関し適切な管理を行うことができる業者を選定し、秘密保持契約を締結することとします。

7. 提供方法

個人情報の提供等は、電子媒体又は紙媒体によるものとし、その目的により必要な情報を適切な方法により提供します。

8. その他

- (1) 薬窓会は、本人から個人情報の開示請求があった場合は、本人確認の上、当該本人の個人情報を開示します。
- (2) 薬窓会は、本人から個人情報の内容について訂正等の申し出があった場合は、その内容を確認した上で、必要に応じて、当該内容の追加、変更、訂正又は利用の停止を行います。
- (3) 薬窓会は、上記3の利用について、本人から承諾できない旨の連絡を受けた場合は、その対象から除外します。
- (4) 薬窓会は、本プライバシーポリシーを薬窓会ホームページに掲載し、変更が必要になった場合には、随時改訂し、薬窓会ホームページに掲載します。
- (5) 薬窓会は、他機関等から特定個人に関わる情報提供依頼を受けた場合は、あらかじめ当該依頼先のプライバシーポリシー等を審査したうえで、当該本人に情報提供の可否について確認をとり、当該本人の同意を得た場合にのみ、個人情報の提供を行います。